

2012年受験用

# 社労士過去問



河野順一〔著〕

〔追 録〕

本追録は、『社労士過去問力の3000題〈2012年受験用〉』が刊行された後に公布・施行された主な法令等をフォローしたものです。本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用範囲である平成24年4月13日現在の法令等に基づき執筆しています。

中央経済社

## 労働基準法

### 休憩時間の特例に係る施設の名称変更（則 33 条 1 項 2 号）

障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉政策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の第 5 条により、児童福祉法の一部が改正され、同法における障害のある児童が入所する施設の名称が変更されることに伴い、労基則 33 条 1 項 2 号に規定される施設のうち当該変更の対象となるものの名称が変更された。（平成 24 年 4 月 1 日施行）

改正前	改正後
第 33 条 法第 34 条第 3 項の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。 一 (略) 二 <u>乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者</u>	第 33 条 法第 34 条第 3 項の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。 一 (略) 二 <u>乳児院、児童養護施設及び障害児入所施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者</u>

# 労働安全衛生法

## 特別特定機械等の範囲の拡大（ボイラー及び圧力容器安全規則 2 条の 2）

労働安全衛生法 38 条 1 項の規定により登録製造時検査機関が製造時等検査を行うこととされている特別特定機械等を、特定排熱ボイラーからボイラー（製造時等検査が義務づけられているボイラーをいう、以下同じ）及び第 1 種圧力容器（製造時等検査が義務づけられている第 1 種圧力容器をいう、以下同じ）とすることとした。

ボイラー及び第 1 種圧力容器の製造時等検査（構造検査、溶接検査、及び使用検査をいう）は登録製造時検査機関が行うこととされた。（平成 24 年 4 月 1 日施行）

### 新設条項（ボイラー則 2 条の 2）

（特別特定機械等）

第 2 条の 2 労働安全衛生法（以下「法」という。）第 38 条第 1 項の厚生労働省令で定める特定機械等は、ボイラー（小型ボイラーを除く。次章において同じ。）及び第 1 種圧力容器（小型圧力容器を除く。第 3 章において同じ。）とする。

## 機械に関する危険性等の通知（則 24 条の 13）

機械に関する危険性等の通知を機械譲渡者の努力義務とするとともに、その通知を促進するために厚生労働大臣は必要な指針を公表できることとした。（平成 24 年 4 月 1 日施行）

### 新設条項（則 24 条の 13）

（機械に関する危険性等の通知）

第 24 条の 13 労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある機械（以下単に「機械」という。）を譲渡し、又は貸与する者（次項において「機械譲渡者等」という。）は、文書の交付等により当該機械に関する次に掲げる事項を、当該機械の譲渡又は貸与を受ける相手方の事業者（次項において「相手方事業者」という。）に通知するよう努めなければならない。

- 一 型式、製造番号その他の機械を特定するために必要な事項
- 二 機械のうち、労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある箇所に関する事項
- 三 機械に係る作業のうち、前号の箇所に起因する危険又は健康障害を生ずるおそれのある作業に関する事項
- 四 前号の作業ごとに生ずるおそれのある危険又は健康障害のうち最も重大なものに関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項

2 厚生労働大臣は、相手方事業者の法第 28 条の 2 第 1 項の調査及び同項の措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的として機械譲渡者等が行う前項の通知を促進するため必要な指針を公表することができる。

## 危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等（則 24 条の 14～24 条の 16）

化学物質による労働災害を防止するために、危険性又は有害性を有する化学物質等の表示を努力義務とすることとした。（平成 24 年 4 月 1 日施行）

### 新設条項（則 24 条の 14）

（危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等）

第 24 条の 14 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（令第 18 条各号及び令別表第 3 第 1 号に掲げる物を除く。以下この条及び次条において「危険有害化学物質等」という。）を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示するように努めなければならない。

#### 二 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 成分

ハ 人体に及ぼす作用

ニ 貯蔵又は取扱い上の注意

ホ 表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号

ヘ 注意喚起語

ト 安定性及び反応性

#### 二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 危険有害化学物質等を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付するよう努めなければならない。

化学物質による労働災害を防止するために、危険性又は有害性を有する化学物質等の通知を努力義務とした。

### 新設条項（則 24 条の 15）

第 24 条の 15 特定危険有害化学物質等（危険有害化学物質等（法第 57 条の 2 第 1 項に規定する通知対象物を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項（前条第 2 項に規定する者にあつては、同条第 1 項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方の事業者へ通知するよう努めなければならない。

二 名称

二 成分及びその含有量

三 物理的及び化学的性質

四 人体に及ぼす作用

五 貯蔵又は取扱い上の注意

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号

八 危険性又は有害性の要約

九 安定性及び反応性

十 適用される法令

十一 その他参考となる事項

2 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

則 24 条の 14 の表示及び 24 条の 15 の通知を促進するために厚生労働大臣は必要な指針を公表できることとした。

**新設条項 (則 24 条の 16)**

第 24 条の 16 厚生労働大臣は、危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等の譲渡又は提供を受ける相手方の事業者の法第 28 条の 2 第 1 項の調査及び同項の措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的として危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者が行う前二条の規定による表示又は通知を促進するため必要な指針を公表することができる。

## 労働者災害補償保険法

### 心理的負荷による精神障害の認定基準（平成 23 年 12 月 26 日基発 1226 第 1 号）

従来、心理的負荷による精神障害の労災請求に係る業務上外の判断については、「心理的負荷による精神障害の業務上外に係る判断指針」（平 11.9.14 基発 544 号）に基づき行ってきたが、認定基準を新たに定め、従来の判断指針は廃止することとした。

#### 【以下、認定基準の要旨】

##### ○ 対象疾病

国際疾病分類第 10 回修正版（以下「ICD-10」という。）第 V 章「精神および行動の障害」に分類される精神障害であって、器質性のもの及び有害物質に起因するものを除く。

##### ○ 認定要件

次の 1、2 及び 3 のいずれの要件も満たす対象疾病は、労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 9 号に該当する業務上の疾病として取り扱う。

- 1 対象疾病の発病。
- 2 対象疾病の発病前おおむね 6 か月の間の、業務による強い心理的負荷。
- 3 業務以外の心理的負荷及び個体側要因による対象疾病の発病でないこと。

「強い心理的負荷」とは、精神障害を発病した労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価される。

##### ○ 認定要件に関する基本的な考え方

対象疾病の発病に至る原因の考え方は、「ストレス—脆弱性理論」に依拠している。本理論は、環境由来の心理的負荷（ストレス）と、個体側の反応性、脆弱性との相関関係により精神的破綻が生じるか否かが決定されるとする。

##### ○ 認定要件の具体的判断

- ・対象疾病の発病の有無、発病時期及び疾患名は「ICD-10 精神および行動の障害 臨床記述と診断ガイドライン」に基づき、主治医の意見書や診療録等の関係資料、請求人や関係者からの聴取内容、その他の情報から得られた認定事実により、医学的に判断される。
- ・業務による心理的負荷の強度の判断に当たっては、精神障害発病前おおむね 6 か月の間に、対象疾病の発病に関与したと考えられる業務によるどのような出来事があり、また、その後の状況がどのようなものであったのかを具体的に把握し、それらによる心理的負荷の強度について「業務による心理的負荷評価表」を指標として「強」「中」「弱」の三段階に区分する。
- ・いじめやセクシュアルハラスメントのように、出来事が繰り返されるものについては、発病の 6 か月よりも前にそれが開始されている場合でも、発病前 6 か月以内の期間にも継続しているときは、開始時からのすべての行為を評価の対象とする。

業務による心理的負荷表（抜粋）

<特別な出来事>

特別な出来事の類型	心理的負荷の総合評価を「強」とするもの
心理的負荷が極度のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガをした （業務上の傷病により6か月を超えて療養中に症状が急変し極度の苦痛を伴った場合を含む）</li> <li>・業務に関連し、他人を死亡させ、又は生死にかかわる重大なケガを負わせた（故意によるものを除く）</li> <li>・強姦や、本人の意思を抑圧して行われたわいせつ行為などのセクシュアルハラスメントを受けた</li> <li>・その他、上記に準ずる程度の心理的負荷が極度と認められるもの</li> </ul>
極度の長時間労働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発病直前の1か月におおむね160時間を超えるような、又はこれに満たない期間にこれと同程度の（例えば3週間におおむね120時間以上の）時間外労働を行った（休憩時間は少ないが手持時間が多い場合等、労働密度が特に低い場合を除く）</li> </ul>

※ 「特別な出来事」に該当しない場合には、それぞれの関連項目により評価する。

**復旧・復興作業を行う建設業の一人親方等に係る作業について（労災則第46条の17第2号）**

復旧・復興作業を行う建設業の一人親方等の特別加入者が原状回復作業中に被った災害について適切な補償を行うことができるよう、改正を行ったものである。（平成24年4月1日施行）

改正前	改正後
<p>第46条の17 法第33条第3号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業</p>	<p>第46条の17 法第33条第3号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、<u>原状回復</u>、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業</p>

介護（補償）給付の支給額（則 18 条の 3 の 4）

介護（補償）給付の支給額が次のように改正された。（平成 24 年 4 月 1 日施行）

改正前			改正後		
① 原則			① 原則		
	常時介護	随時介護		常時介護	随時介護
原則	実 費		原則	実 費	
最高 限度額	104,530 円	52,270 円	最高 限度額	<u>104,290 円</u>	<u>52,150 円</u>
② 親族等の介護を受けた場合			② 親族等の介護を受けた場合		
2 月目以降	常時介護	随時介護	2 月目以降	常時介護	随時介護
最低 保障額	56,720 円	28,360 円	最低 保障額	<u>56,600 円</u>	<u>28,300 円</u>

## 雇用保険法

### 受講手当の支給日数の上限（則 57 条 1 項）

受講手当の支給日数に上限（40 日）が設けられることになった。（平成 24 年 4 月 1 日施行）

改正前	改正後
<p>第 57 条 受講手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練を受けた日（基本手当の支給の対象となる日（法第 19 条第 1 項の規定により基本手当が支給されないこととなる日を含む）に限る）について支給するものとする。</p>	<p>第 57 条 受講手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練を受けた日（基本手当の支給の対象となる日（法第 19 条第 1 項の規定により基本手当が支給されないこととなる日を含む）に限る）について、<u>40 日分を限度として</u>支給するものとする。</p>
2 （略）	2 （略）

### 受講手当の日額（則附則 2 条の廃止）

則附則 2 条が廃止され、経過措置として暫定的に（平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）700 円とされていた受講手当の日額が、本来の 500 円 となった。（平成 24 年 4 月 1 日施行）

### 常用就職支度手当の支給対象に関する暫定措置の延長（則附則 3 条）

常用就職支度手当の支給対象に「40 歳未満の者」を追加する暫定措置が 平成 26 年 3 月 31 日まで 2 年間延長された。（平成 24 年 4 月 1 日施行）

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（常用就職支度手当に関する暫定措置）</p> <p>第 3 条 平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に職業に就いた者に係る第 82 条の 3 第 2 項の規定の適用については、同項中「次のとおり」とあるのは「安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であって、前項に規定する安定した職業に就いた日において 40 歳未満であるもののほか、次のとおり」とする。</p>	<p style="text-align: center;">（常用就職支度手当に関する暫定措置）</p> <p>第 3 条 平成 21 年 3 月 31 日から <u>平成 26 年 3 月 31 日</u>までの間に職業に就いた者に係る第 82 条の 3 第 2 項の規定の適用については、同項中「次のとおり」とあるのは「安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であって、前項に規定する安定した職業に就いた日において 40 歳未満であるもののほか、次のとおり」とする。</p>

### 雇止めなどによる離職者に対する所定給付日数の暫定措置の延長（法附則4条）

「特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る）」について、当該受給資格者を（就職が困難な者を除く）を特定受給資格者とみなして基本手当を支給する暫定措置が平成26年3月31日まで2年間延長された。（平成24年4月1日施行）

改正前	改正後
<p>(基本手当の支給に関する暫定措置)</p> <p>第4条 第13条第3項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）であつて、受給資格に係る離職の日が平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間であるものに係る基本手当の支給については、当該受給資格者（第22条第2項に規定する受給資格者を除く。）を第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして第20条、第22条及び第23条第1項の規定を適用する。</p>	<p>(基本手当の支給に関する暫定措置)</p> <p>第4条 第13条第3項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）であつて、受給資格に係る離職の日が平成21年3月31日から<u>平成26年3月31日</u>までの間であるものに係る基本手当の支給については、当該受給資格者（第22条第2項に規定する受給資格者を除く。）を第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして第20条、第22条及び第23条第1項の規定を適用する。</p>

## 個別延長給付の給付日数に関する暫定措置の延長（法附則 5 条）

解雇・倒産・雇止めによる離職者（特定受給資格者、特定理由離職者）について、年齢や地域を踏まえ、特に就職が困難と認められる場合に所定給付日数を 60 日を限度に延長する暫定措置が、平成 26 年 3 月 31 日まで 2 年間延長された。（平成 24 年 4 月 1 日施行）

改正前	改正後
<p>第 5 条 受給資格に係る離職の日が平成 24 年 3 月 31 日以前である受給資格者（第 22 条第 2 項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち第 13 条第 3 項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものについては、第 3 項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数（当該受給資格者が第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。）を超えて、基本手当を支給することができる。</p> <p>（略）</p>	<p>第 5 条 受給資格に係る離職の日が平成 26 年 3 月 31 日以前である受給資格者（第 22 条第 2 項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち第 13 条第 3 項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものについては、第 3 項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数（当該受給資格者が第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。）を超えて、基本手当を支給することができる。</p> <p>（略）</p>

### 特定就業促進手当受給者に、特定理由離職者を含める暫定措置の延長（法附則 10 条）

特定就業促進手当受給者に特定理由離職者を含める暫定措置が平成 26 年 3 月 31 日まで 2 年間延長された。（平成 24 年 4 月 1 日施行）

改正前	改正後
<p>（就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する暫定措置）</p> <p>第 10 条 第 57 条第 1 項第 1 号に規定する再離職の日が平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間である受給資格者に係る同条の規定の適用については、同条第 2 項中「いずれか」とあるのは、「いずれか又は再離職について第 13 条第 3 項に規定する特定理由離職者」とする。</p>	<p>（就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する暫定措置）</p> <p>第 10 条 第 57 条第 1 項第 1 号に規定する再離職の日が平成 21 年 3 月 31 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間である受給資格者に係る同条の規定の適用については、同条第 2 項中「いずれか」とあるのは、「いずれか又は再離職について第 13 条第 3 項に規定する特定理由離職者」とする。</p>

### 就職支援法事業（法 64 条）

雇用保険法による「就職支援法事業」として、認定職業訓練を行う者に対する助成および職業訓練受講給付金の支給がなされることとなった。（平成 23 年 10 月 1 日施行）

改正後（法 64 条）
<p>第 64 条 政府は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法第 5 条の規定による助成を行うこと及び同法第 2 条に規定する特定求職者に対して、同法第 7 条第 1 項の職業訓練受講給付金を支給することができる。</p>

### 国庫負担（法 66 条 1 項、6 項）

職業訓練受講給付金に要する費用の 2 分の 1 を国庫負担することとなった。また、就職支援法事業に関する費用（職業訓練受講給付金に要する費用を除く）を予算の範囲内において負担することとした。（平成 23 年 10 月 1 日施行）

給付の種類	国庫負担の割合
求職者給付（日雇い労働者給付金以外）	4 分の 1
日雇い労働者求職者給付金	3 分の 1
雇用継続給付	8 分の 1
職業訓練受講給付金	2 分の 1

※ 国庫負担は、暫定措置として負担額の 100 分の 55 に相当する額を負担することとなっている（できるだけ速やかに安定した財源を確保した上で廃止するものとされている）。

(国庫の負担)

第 66 条 国庫は、次に掲げる区分によって、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第 1 号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第 3 号において同じ。）及び第 64 条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担する。

- 一 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の 4 分の 1
- 二 日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の 3 分の 1
- 三 雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の 8 分の 1
- 四 第 64 条に規定する職業訓練受講給付金の支給については、当該職業訓練受講給付金に要する費用の 2 分の 1

(略)

6 国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、第 64 条に規定する事業（第 68 条第 2 項において「就職支援法事業」という。）に要する費用（第 1 項第 4 号に規定する費用を除く。）及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

## 労働保険徴収法

### 一括有期事業のメリット制の改正（則 17 条 3 項）

一括有期事業については継続事業のメリット制が適用されるが、その適用要件である法第 12 条第 3 項第 3 号の厚生労働省令で定める規模は、建設の事業及び立木の伐採の事業について当該保険年度の確定保険料の額が 100 万円以上から 40 万円以上に緩和され、適用範囲が拡大された。（平成 24 年 4 月 1 日施行）

改正前	改正後
第 17 条 （略） 2 （略） 3 法第 12 条第 3 項第 3 号 の厚生労働省令で定める規模は、建設の事業及び立木の伐採の事業について当該保険年度の確定保険料の額が 100 万円以上であることとする。	第 17 条 （略） 2 （略） 3 法第 12 条第 3 項第 3 号 の厚生労働省令で定める規模は、建設の事業及び立木の伐採の事業について当該保険年度の確定保険料の額が <u>40 万円以上</u> であることとする。

### 労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減率（則 20 条）

一括有期事業のメリット制の改正に伴い、建設の事業又は立木の伐採の事業であって、連続する 3 保険年度中のいずれかの保険年度の確定保険料の額が、40 万円以上 100 万円未満であるものについては、本来の労災保険率から非業務災害率を減じた率を 30%の範囲内で増減することとなった。（平成 24 年 4 月 1 日施行）

改正前	改正後
（労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減の率） 第 20 条 法第 12 条第 3 項の 100 分の 40 の範囲内において厚生労働省令で定める率は、別表第 3 のとおりとする。	（労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減の率） 第 20 条 法第 12 条第 3 項の 100 分の 40 の範囲内において厚生労働省令で定める率は、別表第 3 <u>（建設の事業又は立木の伐採の事業であって、同項 に規定する連続する 3 保険年度中のいずれかの保険年度の確定保険料の額が 40 万円以上 100 万円未満であるもの）</u> にあつては、別表第 3 の 2) のとおりとする。

< 建設の事業のメリット制の増減率 >

改正前		改正後	
確定保険料の額	増減率	確定保険料の額	増減率
100 万円以上	±40% ※	100 万円以上	±40% ※
		40 万円以上 100 万円未満	<u>±30%</u> （別表第 3 の 2）

※ 立木の伐採の事業の場合は ±35%

### 単独有期事業のメリット制の改正（則 35 条 1 項）

法第 20 条第 1 項（単独有期事業のメリット制）の厚生労働省令で定める事業は、建設の事業又は立木の伐採の事業であって、その規模は、確定保険料の額が 40 万円以上 であることとされ、確定保険料の額が緩和された。（平成 24 年 4 月 1 日施行）

改正前	改正後
<p>（確定保険料の特例）</p> <p>第 35 条 法第 20 条第 1 項の厚生労働省令で定める事業は、建設の事業又は立木の伐採の事業であって、その規模が次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 確定保険料の額が 100 万円以上であること。</p> <p>二 建設の事業にあつては請負金額が 1 億 2000 万円以上、立木の伐採の事業にあつては素材の生産量が 1000 立方メートル以上であること。</p>	<p>（確定保険料の特例）</p> <p>第 35 条 法第 20 条第 1 項の厚生労働省令で定める事業は、建設の事業又は立木の伐採の事業であって、その規模が次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 確定保険料の額が <u>40 万円以上</u> であること。</p> <p>二 建設の事業にあつては請負金額が 1 億 2000 万円以上、立木の伐採の事業にあつては素材の生産量が 1000 立方メートル以上であること。</p>

### 労災保険率の改正（則別表第 1）

最低 2.5/1000（金融業・保険業または不動産業）から最高 89/1000（水力発電施設、ずい道等新設事業）までの間で変更が行われた。（平成 24 年 4 月 1 日適用）

< 労災保険率表 [改正されたもののみ] >

事業の種類 の分類	事業の種類	労災保険率	
		改正前 1000 分 の	改正後 1000 分 の
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く）	32	<u>20</u>
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	41	<u>40</u>
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）又は石炭鉱業	87	<u>88</u>
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	30	<u>19</u>
	原油又は天然ガス鉱業	6.5	<u>5.5</u>
	採石業	70	<u>58</u>
	その他の鉱業	24	<u>25</u>
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	103	<u>89</u>
	道路新設事業	15	<u>16</u>
	舗装工事業	11	<u>10</u>
	鉄道又は軌道新設事業	18	<u>17</u>
	既設建築物設備工事業	14	<u>15</u>
	機械装置の組立て又は据付けの事業	9	<u>7.5</u>

製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く）	6.5	<u>6</u>
	たばこ等製造業	5.5	<u>6</u>
	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5	<u>4</u>
	木材又は木製品製造業	15	<u>13</u>
	パルプ又は紙製造業	7	<u>7.5</u>
	印刷又は製本業	4.5	<u>3.5</u>
	コンクリート製造業	14	<u>13</u>
	陶磁器製品製造業	18	<u>19</u>
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	7	<u>6.5</u>
	非鉄金属精錬業	8.5	<u>7</u>
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	7.5	<u>7</u>
	鋳物業	19	<u>17</u>
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	11	<u>10</u>
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	7.5	<u>6.5</u>
	めつき業	6	<u>7</u>
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	6.5	<u>5.5</u>
	電気機械器具製造業	3.5	<u>3</u>
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	5	<u>4.5</u>
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	3	<u>2.5</u>
	その他の製造業	7.5	<u>7</u>
運輸業	交通運輸事業	5	<u>4.5</u>
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	11	<u>9</u>
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	12	<u>11</u>
	港湾荷役業	17	<u>16</u>
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3.5	<u>3</u>
その他の事業	ビルメンテナンス業	6	<u>5.5</u>
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7	<u>6.5</u>
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	3	<u>2.5</u>
	卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	4	<u>3.5</u>
	金融業、保険業又は不動産業	3	<u>2.5</u>

## 労務費率の改正（則別表第2）

請負による建設の事業であって、賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、その請負金額に事業の種類ごとに定められた労務費率を乗じて得た額を賃金総額とする特例が定められているが、請負金額に占める労務費の割合に関する実態調査の結果に基づき、一部の事業に係る労務費率の改正を行った。（平成24年4月1日適用）

< 労務費率表（改定されたもののみ） >

事業の種類 の分類	事業の種類	請負金額に乗ずる率	
		改定前	改定後
建設事業	水力発電事業、ずい道等新設事業	19%	<u>18%</u>
	道路新設事業	21%	<u>20%</u>
	舗装工事業	19%	<u>18%</u>
	鉄道又は軌道新設事業	24%	<u>23%</u>
	機械装置の組立て又は据付けの事業		
	組立て又は取付けに関するもの	40%	<u>38%</u>
	その他のもの	22%	<u>21%</u>
	その他の建設事業	24%	<u>23%</u>

## 第2種特別加入保険料率の改正（則別表第5）（平成24年4月1日適用）

< 第2種特別加入保険料率表（改正されたもののみ） >

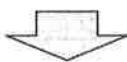
事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率	
		改定前	改定後
特 3	漁船による自営業者	1000分の46	<u>1000分の45</u>
特 8	指定農業機械従事者	1000分の5	<u>1000分の4</u>
特 9	職場適応訓練受講者	1000分の5	<u>1000分の4</u>
特 10	金属等の加工、洋食器加工作業	1000分の16	<u>1000分の15</u>
特 11	履物等の加工の作業	1000分の7	<u>1000分の8</u>
特 12	陶磁器製造の作業	1000分の17	<u>1000分の16</u>
特 13	動力機械による作業	1000分の4	<u>1000分の3</u>
特 15	事業主団体委託訓練従事者	1000分の5	<u>1000分の4</u>
特 17	労働組合等常勤役員	1000分の4	<u>1000分の5</u>
特 18	介護作業従事者	1000分の6	<u>1000分の7</u>

### 雇用保険率の改定（平 24. 1. 25 厚労告 30 号）

平成 24 年度の雇用保険率が定められ、失業等給付の収支の見通しや積立金の状況を勘案し、さらに弾力的条項を適用し雇用保険料率が引き下げられた。（平成 24 年 4 月 1 日施行）

<平成 23 年度の雇用保険率>

事業の種類 保険率	雇用保険率	労働者負担 (失業等給付 に係る 保険料率のみ)	事業主負担		
			合計	失業等給付に 係る保険料率	二事業に 係る保険料率
一般の事業	15.5/1,000	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000
農林水産・ 清酒製造業	17.5/1,000	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000
建設業	18.5/1,000	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000



<平成 24 年度の雇用保険率>

事業の種類 保険率	雇用保険率	労働者負担 (失業等給付 に係る 保険料率のみ)	事業主負担		
			合計	失業等給付に 係る保険料率	二事業に 係る保険料率
一般の事業	<u>13.5/1,000</u>	<u>5/1,000</u>	<u>8.5/1,000</u>	<u>5/1,000</u>	3.5/1,000
農林水産・ 清酒製造業	<u>15.5/1,000</u>	<u>6/1,000</u>	<u>9.5/1,000</u>	<u>6/1,000</u>	3.5/1,000
建設業	<u>16.5/1,000</u>	<u>6/1,000</u>	<u>10.5/1,000</u>	<u>6/1,000</u>	4.5/1,000

# 健康保険法

## 70歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱の一部改正（平成24年2月8日保発0208第1号）

医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者（現役並み所得者を除く。）であって、70歳から74歳である者に係る一部負担金等については、平成20年4月1日以後「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」（平成20年2月21日付保発第0221003号）により取り扱われてきたが、平成24年度についても軽減特例措置が継続されることになった。これにより、70歳から74歳である者（現役並み所得者を除く。）の一部負担金等の割合は1割となる。（平成24年4月1日施行）

## 高額療養費算定基準額等の経過措置の延長（令附則5条、6条）

70歳から74歳までの被保険者又は被扶養者（現役並み所得者を除く）が受けた療養の一部負担金負担割合の軽減特例措置が平成24年度においても行われることに伴い、これらの者の高額療養費の算定基準額に関する経過措置は平成25年3月まで、高額介護合算療養費の介護合算算定基準額に関する経過措置は平成25年7月31日まで、それぞれ1年間延長された。（平成24年3月28日施行）

## 高額療養費の現物給付の範囲拡大（令43条）

高額な医療費がかかる患者の負担を軽減するため、従来の入院療養に加えて、外来療養についても、同一医療機関での同一月の窓口負担が自己負担限度額を超える場合は、患者が高額療養費を事後に申請して受給する手続きに代えて、保険者から医療機関に支給することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱い（現物給付）が導入された。（平成24年4月1日施行）

## 全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率の改定

協会管掌健康保険の保険料率は2010年度から3年連続で引き上げられた。（平成22年3月分（一部4月分）から適用）

	平成23年度	平成24年度
一般保険料率	平均保険料率 9.50%	平均保険料率 <u>10.00%</u>
介護保険料率	1.51%	<u>1.55%</u>

## 改正介護保険法に係る改正

### (1) 療養の給付（平成 18 年法附則第 130 条の 2 第 1 項）

平成 18 年医療制度改革関連法案により、介護療養型医療施設は平成 24 年 3 月を目処に廃止とされていたが、平成 30 年 3 月 31 日までの間、介護療養型医療施設に係る規定は引き続き有効とされ、新たに法附則で規定された。（平成 24 年 4 月 1 日施行）

要 旨
療養の給付（厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法に規定する指定介護療養施設サービスを行う療養病床等に入院している者については、行わない。

### (2) 訪問看護療養費（法 89 条 2 項、3 項）

介護保険の地域密着型サービスに、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」が追加されたこと等に伴い、介護保険法の指定地域密着型サービス事業者（訪問看護事業を行う者のうち、厚生労働省令で定める基準に該当するものに限る）の指定があったときは、訪問看護療養費が支給される指定訪問看護事業者の指定があったものとみなすこととされ、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し等があった場合でも、指定訪問看護事業者の指定の効力に影響を及ぼさないこととされた。

# 国民年金法

## 第3号被保険者期間と重複する第3号被保険者期間以外の期間が新たに判明した場合（法附則7条の3の2）

従来、第3号被保険者への種別変更の届出がなされていなかった場合、その後届出を行った日の属する月の前々月までの2年間のうちにない期間は、特例の場合を除き、原則として保険料納付済期間とされていなかった。

今般の改正により、第3号被保険者期間と重複する第3号被保険者期間以外の期間が新たに判明した場合に、当該期間に引き続く第3号被保険者期間等を、保険料納付済期間として取り扱うものとされた。（平成23年8月10日施行）

### 新設条項（法附則7条の3の2）

法附則7条の3第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する被保険者期間については、適用しない。

- 一 第3号被保険者としての被保険者期間（保険料納付済期間（政令で定める期間を除く。）に限る。以下この条において「対象第3号被保険者期間」という。）を有する者の当該対象第3号被保険者期間の一部について、第3号被保険者としての被保険者期間以外の期間として第14条の規定により記録した事項の訂正がなされた場合⇒当該第3号被保険者としての被保険者期間以外の期間に引き続く第3号被保険者としての被保険者期間
- 二 対象第3号被保険者期間を有する者の当該対象第3号被保険者期間の一部の期間（以下この号において「対象一部第3号被保険者期間」という。）におけるその者の配偶者の被保険者期間が、直近の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者である期間に引き続く他の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者である期間となったことにより、当該対象一部第3号被保険者期間について、保険料納付済期間でないものとして第14条の規定により記録した事項の訂正がなされた場合⇒当該訂正がなされた第3号被保険者としての被保険者期間

## 平成24年度の保険料と年金額

平成24年度における保険料と年金額は次のとおりとなった。（平成24年4月1日施行）

(1) 保険料（法87条3項、国民年金法による改定率の改定等に関する政令2条）

平成24年度の保険料改定率が0.964に改定され、平成24年度の国民年金の保険料額は、

$\boxed{\text{平成23年度の法定保険料額（15,540円）}} \times \boxed{\text{平成23年度の保険料改定率（0.964）}} \doteq 14,980$   
円となった。

	平成23年度	平成24年度
保険料改定率	0.984	0.964
保険料額	15,020円	14,980円

(2) 年金額

- ① 平成 24 年度における改定率の改定(国民年金法による改定率の改定等に関する政令 1 条)

平成 24 年度の改定率は、0.982とされた。

平成 23 年度	平成 24 年度
0.985	<u>0.982</u>

- ② 平成 24 年度の物価スライド率

平成 24 年度は、物価スライド特例措置による年金額が支給されるため、マクロ経済スライドによる調整は行われぬ。

物価スライド特例措置による年金額については、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額引き下げの年(平成 24 年度の年金額については、平成 22 年)の物価水準を下回った場合は、その分だけ年金額を引き下げることになっている。

平成 23 年の物価は、基準となる平成 22 年の物価と比べて-0.3%となったことから、平成 24 年度の物価スライド率は 0.978 となった。

平成 23 年度	平成 24 年度
0.981	<u>0.978</u>

- ③ 平成 24 年度の年金額

平成 24 年度の年金額は、物価スライド特例措置により、前年度の年金額から 0.3%引き下げた額となる。

- (a) 老齢基礎年金(満額)

平成 24 年度の老齢基礎年金(満額)は、786,500 円となった。

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 23 年度価額	平成 24 年度価額
780,900 円×改定率	804,200 円×0.981≒788,900 円	804,200 円×0.978≒ <u>786,500 円</u>

- (b) 振替加算

平成 24 年度の振替加算の基準額は、226,300 円となった。

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 23 年度価額	平成 24 年度価額
224,700 円×改定率×受給権者の生年月日に応じ政令で定める率	231,400 円×生年月日に応じた率×0.981	231,400 円×生年月日に応じた率× <u>0.978</u>

## (c) 障害基礎年金

## 【基本額】

平成 24 年度の障害基礎年金の基本額は、障害等級 1 級の場合 983,100 円、2 級の場合 786,500 円となった。

障害等級	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 23 年度価額	平成 24 年度価額
1 級	780,900 円×改定率×125/100	788,900 円×125/100≒ 986,100 円	786,500 円×125/100≒ <u>983,100 円</u>
2 級	780,900 円×改定率	804,200 円×0.981≒ 788,900 円	804,200 円×0.978≒ <u>786,500 円</u>

## 【子の加算額】

平成 24 年度の障害基礎年金に係る子の加算額は、第 1 子及び第 2 子については 1 人につき 226,300 円、第 3 子以降については 1 人につき 75,400 円となった。

	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 23 年度価額	平成 24 年度価額
第 1 子・第 2 子	224,700 円×改定率	231,400 円×0.981≒ 227,000 円	231,400 円×0.978≒ <u>226,300 円</u>
第 3 子以降	74,900 円×改定率	77,100 円×0.981≒ 75,600 円	77,100 円×0.978≒ <u>75,400 円</u>

## (d) 遺族基礎年金

## 【基本額】

平成 24 年度の遺族基礎年金の基本額は、786,500 円となった。

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 23 年度価額	平成 24 年度価額
780,900 円×改定率	804,200 円×0.985≒792,100 円	804,200 円×0.978≒ <u>786,500 円</u>

## 【妻に支給する加算額】

平成 24 年度の遺族基礎年金に係る子の加算額（妻に支給する額）は、第 1 子及び第 2 子については 1 人につき 226,300 円、第 3 子以降については 1 人につき 75,400 円となった。

	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 23 年度価額	平成 24 年度価額
第 1 子・第 2 子	224,700 円×改定率	231,400 円×0.981≒ 227,000 円	231,400 円×0.978≒ <u>226,300 円</u>
第 3 子以降	74,900 円×改定率	77,100 円×0.981≒ 75,600 円	77,100 円×0.978≒ <u>75,400 円</u>

### 【子に支給する加算額】

平成 24 年度の遺族基礎年金に係る子の加算額（子に支給する額）は、第 2 子については 226,300 円、第 3 子以降については 1 人につき 75,400 円 となった。

	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 23 年度価額	平成 24 年度価額
第 2 子	224,700 円×改定率	231,400 円×0.981≒ 227,000 円	231,400 円×0.978≒ <u>226,300 円</u>
第 3 子以降	74,900 円×改定率	77,100 円×0.981≒ 75,600 円	77,100 円×0.978≒ <u>75,400 円</u>

### 脱退一時金

基準月が平成 24 年度に属する場合の脱退一時金の支給額が次のとおりとなった。（平成 24 年 4 月 1 日施行）

平成 23 年度		平成 24 年度	
対象月数	金額	対象月数	金額
6 月以上 12 月未満	45,060 円	6 月以上 12 月未満	44,940 円
12 月以上 18 月未満	90,120 円	12 月以上 18 月未満	89,880 円
18 月以上 24 月未満	135,180 円	18 月以上 24 月未満	134,820 円
24 月以上 30 月未満	180,240 円	24 月以上 30 月未満	179,760 円
30 月以上 36 月未満	225,300 円	30 月以上 36 月未満	224,700 円
36 月以上	270,360 円	36 月以上	269,640 円

### 届出の省略（則 20 条、24 条）

年金給付の受給権者のうち、住民基本台帳ネットワークより本人確認情報の提供を受けることが可能な受給権者については、住所変更届及び死亡届の提出（死亡届については、死亡の事実があつてから、戸籍法上の届出期限である 7 日以内に市区町村に届出が必要）が不要とされた。（平成 23 年 8 月 10 日施行）

## 国民年金基金が委託できる業務（法 128 条 5 項）

国民年金基金が、厚生労働大臣の認可を受けて、国民年金基金連合会等に委託できる業務として、加入員又は加入員であった者に年金又は一時金の支給を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析が含まれることとなった。（平成 23 年 8 月 10 日施行）

### 改正後（法 128 条 5 項）

基金は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務（加入員又は加入員であった者に年金又は一時金の支給を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、国民年金基金連合会その他の法人に委託することができる。

## 厚生年金保険法

### 平成 24 年度の年金額等（平成 24 年 4 月 1 日施行）

(1) 平成 24 年度の年金額

① 平成 24 年度の物価スライド率

平成 24 年度の物価スライド率は、平成 23 年の物価が、基準となる平成 22 年の物価と比べて-0.3%となったことから、0.978 となった。

なお、平成 24 年度は、物価スライド特例措置が適用されるため、マクロ経済スライドによる調整は行われぬ。

改正前	改正後
0.981	0.978

② 平成 24 年度の年金額

(a) 老齢厚生年金の加給年金額

	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 23 年度価額	平成 24 年度価額
配偶者	224,700 円×改定率	227,000 円	<u>226,300 円</u>
第 1 子・第 2 子	224,700 円×改定率	227,000 円	<u>226,300 円</u>
第 3 子以降	74,900 円×改定率	75,600 円	<u>75,400 円</u>

(b) 老齢厚生年金の配偶者加給年金額に係る特別加算額

受給権者の生年月日	法定の額	物価スライド特例措置による額	
		平成 23 年度価額	平成 24 年度価額
昭 9. 4. 2 ～昭 15. 4. 1	33,200 円×改定率	33,500 円	<u>33,300 円</u>
昭 15. 4. 2～昭 16. 4. 1	66,300 円×改定率	67,000 円	<u>66,800 円</u>
昭 16. 4. 2～昭 17. 4. 1	99,500 円×改定率	100,600 円	<u>100,200 円</u>
昭 17. 4. 2～昭 18. 4. 1	132,600 円×改定率	134,000 円	<u>133,600 円</u>
昭 18. 4. 2～	165,800 円×改定率	167,500 円	<u>166,900 円</u>

(c) 障害厚生年金の最低保障額

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 23 年度価額	平成 24 年度価額
障害基礎年金 2 級の額 × 4 分の 3	591,700 円	<u>589,900 円</u>

(d) 障害厚生年金の加給年金額

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 23 年度価額	平成 24 年度価額
224,700 円 × 改定率	227,000 円	<u>226,300 円</u>

(e) 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算

法定の額	物価スライド特例措置による額	
	平成 23 年度価額	平成 24 年度価額
遺族基礎年金の基本額 × 4 分の 3	591,700 円	<u>589,900 円</u>

(2) 老齢厚生年金の従前額保障における従前額改定率（平 12 法附則 21 条）

平成 23 年度の従前額改定率は、0.983 とされた。

平成 23 年度	平成 24 年度
0.986	<u>0.983</u>

(3) 障害手当金の最低保障額

平成 24 年度の障害手当金の最低保障額は、1,150,200 円となった。

平成 23 年度価額	平成 24 年度価額
1,153,800 円	<u>1,150,200 円</u>

**指定基金の要件（基金令 55 条の 5）**

年金給付等積立金の額が最低積立基準額を著しく下回る基金で、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の指定を受けたもの（指定基金）は、政令で定めるところにより、その財政の健全化に関する計画（健全化計画）を定め、厚生労働大臣の承認を受け、当該承認に係る健全化計画に従い、その事業を行わなければならない。

今般の改正により、「政令で定める要件」として、「直近に終了した事業年度の末日における年金給付等積立金の額が、責任準備金相当額に 10 分の 8 を乗じて得た額を下回っていること」が追加された。（平成 23 年 11 月 16 日施行）

改正後（基金令 55 条の 5 第 2 項）

2 法第 178 条の 2 第 1 項（指定基金による健全化計画の作成）の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 直近 3 年間に終了した各事業年度の末日において、年金給付等積立金の額が、責任準備金相当額に 10 分の 9 を乗じて得た額を下回っていること。

二 直近に終了した事業年度の末日における年金給付等積立金の額が、責任準備金相当額に 10 分の 8 を乗じて得た額を下回っていること。

厚生年金基金の業務（法 130 条 5 項）

厚生年金基金は、厚生年金基金の加入員等に係る情報収集等業務の全部又は一部について企業年金連合会等に委託できるようになった。（平成 23 年 8 月 10 日施行）

改正後（法 130 条 5 項）

5 基金は、その業務（加入員又は加入員であった者に年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）の一部を、政令で定めるところにより、信託会社（信託業法第 3 条又は第 53 条第 1 項の免許を受けたものに限る）、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法第 10 条第 1 項第 10 号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。）、企業年金連合会その他の法人に委託することができる。

従業員減少に係る掛金の一括拠出（法 138 条 5 項）

設立事業所の事業主が分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合及び規約で定めるところにより設立事業所に使用される当該厚生年金基金の加入員の数が減少する場合において、当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該基金は、当該増加額に相当する額を、当該減少に係る設立事業所の事業主から掛金として一括して徴収するものとされた。（平成 23 年 8 月 10 日施行）

改正後（法 138 条 5 項）

5 基金の設立事業所が減少する場合（設立事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合その他の設立事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合を含む。）において、当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該基金は、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、当該減少に係る設立事業所の事業主から掛金として一括して徴収するものとする。

## 特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例（法附則 33 条 1 項・2 項）

### (1) 責任準備金相当額減額の特例

法 145 条 1 項 1 号又は 2 号に掲げる理由により解散しようとする基金（平成 23 年 8 月 10 日前に設立されたもの（当該日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立されたものを含む）に限る）であって、当該解散をしようとする日において年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回っていると見込まれるもの（特定基金）は、平成 23 年 8 月 10 日から 5 年間、特例として、厚生労働大臣に対して、責任準備金相当額の減額を申し出ることができることとされた。（平成 23 年 8 月 10 日施行）

### (2) 責任準備金相当額の納付の猶予等

特定基金は、平成 23 年 8 月 10 日から 5 年間、特例として、責任準備金相当額の納付に関する計画（納付計画）を作成し、厚生労働大臣の承認を受けることにより、責任準備金相当額を5 年以内（やむを得ない理由があると認めるときは10 年以内）の期間で分割して納付することができることとされた。（平成 23 年 8 月 10 日施行）

#### 改正後（法附則 34 条）

- 1 特定基金は、責任準備金相当額の納付に関する計画（以下「納付計画」という。）を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、その納付計画が適当である旨の承認を受けることができる。
- 2 1 の承認の申請は、平成 23 年年金確保支援法施行日（平成 23 年 8 月 10 日）から起算して 5 年を経過する日までの間に限り行うことができる。
- 3 納付計画には、納付の猶予を受けようとする金額及び期間その他厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、1 の承認の申請があった場合において、当該申請に係る納付計画が、前項の納付の猶予を受けようとする期間が 5 年以内（5 年以内に納付することができないやむを得ない理由があると認められるときは、10 年以内）であることその他厚生労働省令で定める要件に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

### 年金給付積立金の移換（基金令 41 条の 6）

基金は、規約で定めるところにより、年金給付等積立金の一部を、設立事業所の事業主が実施する確定拠出年金法に規定する企業型年金における当該設立事業所に使用される加入員の個人別管理資産に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該年金給付等積立金の一部を当該企業型年金の資産管理機関に移換することができる。

従来は、加入員の一部についてのみ移換する場合に不足額の全体を一括拠出する必要があったが、今般の改正により、移換加入員に係る不足分のみを一括拠出することとされた。

（平成 23 年 12 月 26 日施行）

#### 改正後（基金令 41 条の 6）

基金が法第 144 条の 5 第 1 項の規定に基づき年金給付等積立金を移換する場合において、規約変更日の前日における年金給付等積立金のうち当該移換に係る分として厚生労働大臣の定める方法により算定した額が移換加入員に係る移換相当額の合計額を下るときは、法第 138 条第 2 項の規定にかかわらず、当該基金は、当該下る額を、当該移換に係る設立事業所の事業主から掛金として一括して徴収するものとする。

### 届出の省略（則 38 条、41 条）

国民年金法と同様に、受給権者のうち、住民基本台帳ネットワークより本人確認情報の提供を受けることが可能な受給権者については、住所変更届及び死亡届の提出（死亡届については、死亡の事実があつてから、戸籍法上の届出期限である 7 日以内に市区町村に届出が必要）が不要とされた。（平成 23 年 8 月 10 日施行）

## 労務管理その他の労働に関する一般常識

### 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成23年10月1日施行）

独立行政法人雇用・能力開発機構が解散することになったことに伴い、その権利及び義務の承継に関し必要な事項が定められ、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構」という）及び独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という）が下記のとおり承継することとなった。（平成23年法律26号）

承継先	承継する業務
高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業能力開発業務及び宿舍等業務に係る権利及び義務
勤労者退職金共済機構	財形業務及び雇用促進融資業務に係る権利及び義務

※ 雇用保険法の雇用保険二事業に係る業務の一部が、独立行政法人雇用・能力開発機構から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管された。

また、名称変更に伴い、障害者雇用促進法の障害者雇用納付金等に係る業務を行うのは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構となった。

### 職業能力開発促進法の改正（法7条1項～4項）

都道府県職業能力開発計画の策定について、これまでの策定を義務付ける規定から努力義務規定化され、また、都道府県職業能力開発計画においては、おおむね職業能力開発基本計画に定める事項について定めるものとされた。（平成23年8月30日施行）

#### 要 旨

- 1 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 2 都道府県職業能力開発計画においては、おおむね職業能力開発基本計画に定める事項について定めるものとする。
- 3 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるものとする。

## 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の創設

雇用保険の失業等給付を受給することができない求職者に対し、職業訓練の実施や給付金の支給等の支援を行うことにより、就職の促進、生活の安定を図ることを目的としている。(平成 23 年 10 月 1 日施行)

### (1) 目的 (法 1 条)

#### 新 設 条 項

この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって特定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

### (2) 定義 (法 2 条)

#### 新 設 条 項

この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に就職の申込みをしている者(適用事業に雇用される一定の労働者、及び受給資格者である者を除く。)のうち、労働の意思及び能力を有しているものであって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいう。

### (3) 職業訓練実施計画 (法 3 条)

#### 新 設 条 項

- 1 厚生労働大臣は、特定求職者について、その知識、職業経験その他の事情に応じた職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、認定職業訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画(以下「職業訓練実施計画」という。)を策定するものとする。
- 2 職業訓練実施計画に定める事項は、次のとおりとする。
  - ① 特定求職者の数の動向に関する事項
  - ② 特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項
  - ③ 特定求職者に対する職業訓練の効果的な実施を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。
- 4 厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、職業訓練実施計画の変更について準用する。

(4) 厚生労働大臣による職業訓練の認定（法4条）

**新 設 条 項**

- 1 厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、次の各号のいずれにも適合するものであることの認定をすることができる。
  - ① 職業訓練実施計画に照らして適切なものであること。
  - ② 就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。
  - ③ その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が同項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の規定による認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

(5) 認定職業訓練を行う者に対する助成（法5条）

**新 設 条 項**

国は、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するため、認定職業訓練を行う者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができる。

(6) 職業訓練受講給付金の支給（法7条）

**新 設 条 項**

- 1 国は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。
- 2 職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

(7) 返還命令等 (法 8 条)

**新 設 条 項**

- 1 偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した職業訓練受講給付金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた職業訓練受講給付金の額の 2 倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。
- 2 前項の場合において、認定職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたことによりその職業訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該認定職業訓練を行う者に対し、その職業訓練受講給付金の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。
- 3 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 27 条 (督促及び滞納処分) 及び第 41 条第 2 項 (時効) の規定は、前 2 項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

(8) 譲渡等の禁止 (法 9 条)

**新 設 条 項**

職業訓練受講給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(9) 公課の禁止 (法 10 条)

**新 設 条 項**

租税その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

# 社会保険に関する一般常識

## 国民健康保険法の改正

平成 22 年度から平成 25 年度までの暫定措置である市町村国保の財政基盤強化策（保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業）を 1 年間（平成 26 年度まで）延長する。（平成 24 年 4 月 6 日施行）

(1) 「保険者支援制度」（附則 24 条）

→保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、保険者に対して財政支援をする制度（国、都道府県、市町村が 2 : 1 : 1 で負担）

(2) 「都道府県単位の共同事業」（附則 26 条）

→① 高額医療費共同事業：一定額以上（一件 80 万円超）の高額医療費について、都道府県内の全市町村が拠出し、各市町村の単年度の負担の変動を緩和する事業（国、都道府県が事業対象の 4 分の 1 ずつ公費負担）

② 保険財政共同安定化事業：一定額以上（一件 30 万円超）の医療費について、都道府県内の全市町村の拠出により共同で負担する事業

都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、平成 24 年度において都道府県調整交付金の引き上げ及び国庫負担の引き下げが行われた（法 70 条 1 項、法 72 条の 2 第 2 項）。

対 象	国庫負担・調整交付金	
	改正前	改正後
一定の保険給付、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金の納付に要する費用について一定の合算額	100 分の 34 を負担	<u>100 分の 32</u> を負担
調整交付金	算定対象額の 100 分の 7	算定対象額の <u>100 分の 9</u>

## 児童手当法の改正

平成 22 年度及び平成 23 年度については児童手当に代わり子ども手当が支給されていたが、平成 24 年度からは再び児童手当として支給されることとなった。（平成 24 年 4 月 1 日施行）

(1) 目的（法 1 条）

改 正 前	改 正 後
この法律は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、 <u>家庭</u> における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を <u>にう児童の健全な育成及び資質の向上</u> に	この法律は、 <u>父母その他の保護者が子育て</u> についての <u>第一義的責任を有する</u> という <u>基本的認識の下に</u> 、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、 <u>家庭等</u> におけ

資することを目的とする。	る生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
--------------	--

(2) 定義 (法3条1項)

改正前	改正後
この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。	この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

(3) 支給要件 (法4条)

要 旨	
1	<p>児童手当は、次のいずれかに該当する者に支給する。</p> <p>ア 次のa又はbに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下、1において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下「中学校修了前の児童」という。）</li> <li>b 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童（施設入所等児童を除く。）</li> </ul> <p>イ 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）</p> <p>ウ 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの</p> <p>エ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所等児童（以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は障害児入所施設等の設置者</p>
2	1アの場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見

人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3 1ア又はイの場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 2及び3にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(4) 児童手当の額（法6条）

① 中学校修了前の児童に係る児童手当の額（\*1）

年 齢	支 給 額
3歳未満	月額1万5千円
3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）	月額1万円
3歳以上小学校修了前（第3子以降）	月額1万5千円
12歳年度末経過後 15歳年度末経過前	月額1万円

② 中学校修了前の施設入所等児童（\*2）に係る児童手当の額

年 齢	支 給 額
3歳未満	月額1万5千円
3歳以上中学校修了前	月額1万円

（\*1）平成24年6月分より所得制限が導入され、受給者の所得が所得制限額以上となった場合、「児童手当」は支給されないが「特例給付」として、支給対象の児童1人につき月額5千円が支給される。

（\*2）原則として、次に掲げる児童をいう。

- ① 児童福祉法の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童
- ② 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて障害児入所施設に入所し、又は同法の規定により入所措置が採られて乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所している児童
- ③ 障害者自立支援法の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法

若しくは知的障害者福祉法の規定により入所措置が採られて障害者支援施設又はのぞみの園に入所している児童

- ④ 生活保護法の規定により救護施設若しくは更生施設に入所し、又は売春防止法に規定する婦人保護施設に入所している児童

(5) 認定（法7条、17条）

- ① 児童手当の支給要件に該当する者（一般受給資格者）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。
- ② 児童手当の支給要件に該当する者（施設等受給資格者）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める者の認定を受けなければならない。

施設等受給資格者	認定を行う者
小規模住居型児童養育事業を行う者	当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長
里親	当該里親の所在地の市町村長
障害児入所施設等の設置者	当該障害児入所施設等の所在地の市町村長

(6) 支給及び支払（法8条）

要 旨
<p>1 市町村長は、児童手当の支給の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。</p> <p>2 児童手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。</p> <p>3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。</p> <p>4 児童手当は、毎年2月、6月及び10月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。</p>

## (7) 児童手当に要する費用の負担 (法 18 条)

		事業主	国	都道府県	市町村
①被用者 (*)	3 歳未満	15 分の 7	45 分の 16	45 分の 4	45 分の 4
	3 歳～中学生	なし	3 分の 2	6 分の 1	6 分の 1
②被用者等でない者 (*)		なし	3 分の 2	6 分の 1	6 分の 1
③公務員 (*)		なし	所属する国、都道府県、市町村が全額負担		

(\*) ①、②は施設入所等児童に係るものを含む。③は施設入所等児童に係るものを除く。

## (8) 市町村に対する交付金 (法 19 条)

市町村長が行う児童手当の支給に要する費用について、国が市町村に対し交付する額は当該費用のうち下表に定める割合に相当する額である。

	対象費用	割 合
被用者に対する費用	3 歳未満の児童 (施設入所等児童を含む) に係るもの	45 分の 37
	3 歳以上中学校修了前の児童 (施設入所等児童を含む) に係るもの	3 分の 2
被用者等でない者に対する費用	中学校修了前の児童 (施設入所等児童を含む) に係るもの	3 分の 2

## (9) 児童手当に係る寄附 (法 22 条の 2 第 1 項)

**新 設 条 項**

受給資格者が、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、当該受給資格者に児童手当を支給する市町村に対し、当該児童手当の支払を受ける前に、当該児童手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けるべき児童手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わって受けることができる。

## (10) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等 (法 22 条の 3 第 1 項)

**新 設 条 項**

市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食費その他の学校教育に伴って必要な厚生労働省令で定める費用又は児童福祉法の規定により徴収する費用のうち当該受給資格者に係る 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童に関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該受給資格者に児童手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

(11) 児童手当拠出金率の変更

変更前	変更後（平成 24 年 4 月 1 日以降）
1000 分の 1.3	1000 分の 1.5

介護保険法の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）

(1) 国及び地方公共団体の責務（法 5 条 3 項）

新 設 条 項
<p>国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。</p>

(2) 認知症に関する調査研究の推進等（法 5 条の 2）

新 設 条 項
<p>国及び地方公共団体は、被保険者に対して認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。以下同じ。）に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じた介護方法に関する調査研究の推進並びにその成果の活用に努めるとともに、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。</p>

(3) 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」の地域密着型サービスへの追加（法 8 条 14 項）

要 旨
<p>地域密着型サービスに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」が追加された。尚、この法律において「地域密着型サービス」とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスをいう。</p>

(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（法 8 条 15 項）

新 設 条 項

この法律において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- ① 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第 2 項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。
- ② 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第 8 条第 2 項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

(5) 複合型サービス（法 8 条 22 項）

新 設 条 項

この法律において「複合型サービス」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合わせその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいうものとする。

(6) 指定都道府県事務受託法人に関する制度の創設（法 24 条の 3 関係）

新 設 条 項

- 1 都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下「指定都道府県事務受託法人」という。）に委託することができる。
  - ① 第 24 条第 1 項及び第 2 項に規定する事務（これらの項の規定による命令及び質問の対象となる者の選定に係るもの並びに当該命令を除く。）
  - ② その他厚生労働省令で定める事務
- 2 指定都道府県事務受託法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理

由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 3 指定都道府県事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 4 都道府県は、第1項の規定により事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 5 第24条第3項の規定は、第1項の規定により委託を受けて行う同条第1項及び第2項の規定による質問について準用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、指定都道府県事務受託法人に関し必要な事項は、政令で定める。

(7) 指定居宅サービス事業者の指定に係る市町村長との協議に関する事項(法70条7項)

#### 要 旨

市町村長は、次のア及びイのいずれにも該当する場合は、都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスの指定について、市町村介護保険事業計画で定める定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量の確保のため必要な協議を求めることができるものとし、当該都道府県知事は、その求めに応じるものとする。

ア 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を行う事業所が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合

イ 訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスの量が市町村介護保険事業計画で定める見込量に既に達している等の場合

(8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る公募指定に関する事項(法78条の13第1項)

#### 要 旨

市町村長は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、その定める期間中は、公募により指定を行うことが適当な区域として定める区域に所在する事業所に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を、公募により行うこととなった。

(9) 介護予防・日常生活支援総合事業の創設(法115条の45第2項)

#### 要 旨

市町村は、介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、地域支援事業として、介護予防・日常生活支援総合事業を行うことができるものとする。①から③までに掲げる事業は、厚生労働省令で定める基準に従って行うものとし、実施する場合には、①から③までに掲げる事業の全てにつき一括して行わなければならないものと

する。

- ① 居宅要支援被保険者に対して、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるものを行う事業
- ② 被保険者(第1号被保険者及び要支援者である第2号被保険者に限る)の地域での自立した日常生活の支援のための事業であって、介護予防事業及び①に掲げる事業と一体的に行われる場合に効果があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの
- ③ 居宅要支援被保険者の介護予防のため、①及び②に掲げる事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

(10) 費用の負担(法121条他)

第1号、2号被保険者の保険料率は3年ごとに政令で定められる(下表は平成24年度～26年度の数值)。特定地域支援事業(介護予防等事業を除く)に要する費用の負担割合が以下のように定められた。

	国	都道府県	市町村	保険料	
				第1号	第2号
① 介護給付及び予防給付に要する費用(②を除く)	100分の20	100分の12.5	100分の12.5		
	100分の5 (調整交付金)				
② ①のうち、介護保険施設及び特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護に係る給付に要する費用	100分の15	100分の17.5	100分の12.5	100分の 21.0	100分の 29.0
	100分の5 (調整交付金)				
地域支援事業	介護予防等事業の費用	100分の25	100分の12.5	100分の12.5	
	特定地域支援事業の費用(上記以外の費用)	100分の39.5	100分の19.75	100分の19.75	—

(11) 地域包括支援センターの機能強化

要 旨

地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない(法115条の46第5項)。

市町村は、老人福祉法に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該事業を委託することができる(法115条の47第1項)。

(12) 調整交付金等（法 122 条の 2 第 1 項、第 2 項）

改正前	改正後
<p>国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に掲げる事業に限る。以下「<u>介護予防事業</u>」という。）に要する費用の額の 100 分の 25 に相当する額を交付する。</p> <p>2 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（<u>介護予防事業</u>を除く。）に要する費用の額に、第 125 条第 1 項の第 2 号被保険者負担率に 100 分の 50 を加えた率を乗じて得た額（以下「<u>包括的支援事業等支援額</u>」という。）の 100 分の 50 に相当する額を交付する。</p>	<p>国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に掲げる事業（<u>介護予防・日常生活支援総合事業</u>を行う場合にあつては、当該<u>介護予防・日常生活支援総合事業</u>）に限る。以下「<u>介護予防等事業</u>」という。）に要する費用の額の 100 分の 25 に相当する額を交付する。</p> <p>2 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（<u>介護予防等事業</u>を除く。）に要する費用の額に、第 125 条第 1 項の第 2 号被保険者負担率に 100 分の 50 を加えた率を乗じて得た額（以下「<u>特定地域支援事業支援額</u>」という。）の 100 分の 50 に相当する額を交付する。</p>

(13) 財政安定化基金の特例

要 旨
<p>都道府県は、平成 24 年度に限り、財政安定化基金の一部を取り崩すことができるものとする（附則 10 条 1 項）。</p> <p>都道府県は、財政安定化基金を取り崩したときは、保険料率の増加の抑制を図るため、その取り崩した額の 3 分の 1 に相当する額を市町村に交付しなければならないものとする。また、取り崩した額の 3 分の 1 に相当する額については、国に納付しなければならないものとする（附則 10 条 2 項及び 3 項）。</p> <p>国は納付された額に相当する額を、都道府県はその取り崩した額から市町村に交付した額及び国に納付した額の合計額を控除した額に相当する額を、それぞれ介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるものとする（附則 10 条 4 項及び 5 項）。</p>

(14) 要介護認定等の要介護認定有効期間（則 38 条）

改正前	改正後
<p>法第 28 条第 1 項の厚生労働省令で定める期間（以下「要介護認定有効期間」という。）は、第 1 号に掲げる期間と第 2 号に掲げる期間を合算して得た期間とする。</p> <p>1 要介護認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間</p> <p>2 6 月間（市町村が認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあつては、3 月間から <u>5 月間（法第 29 条第 1 項の規定による要介護状態区分の変更の認定又は要支援更新認定（法第 33 条第 2 項に規定する要支援更新認定をいう。以下同じ。）の申請であつて法第 35 条第 4 項の規定により法第 27 条第 1 項の申請とみなされたものに係る要介護認定を行う場合にあつては、12 月間）</u>までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間（6 月間を除く。))</p>	<p>法第 28 条第 1 項の厚生労働省令で定める期間（以下「要介護認定有効期間」という。）は、第 1 号に掲げる期間と第 2 号に掲げる期間を合算して得た期間とする。</p> <p>1 要介護認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間</p> <p>2 6 月間（市町村が認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあつては、3 月間から <u>12 月間</u>までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間（6 月間を除く。))</p>

(15) 要支援認定の要支援認定有効期間（則 52 条）

改正前	改正後
<p>法第 33 条第 1 項の厚生労働省令で定める期間（以下「要支援認定有効期間」という。）は、第 1 号に掲げる期間と第 2 号に掲げる期間を合算して得た期間とする。</p> <p>1 要支援認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間</p> <p>2 6 月間（市町村が認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあつては、3 月間から <u>5 月間（法第 33 条の 2 第 1 項の規定による要支援状態区分の変更の認定又は要介護更新認定の申請であつて法第 35 条第 2 項の規定により法第 32 条第 1 項の申請とみなされたものに係る要支援認定を行う場合にあつては、12 月間）</u>までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間（6 月間を除く。))</p>	<p>法第 33 条第 1 項の厚生労働省令で定める期間（以下「要支援認定有効期間」という。）は、第 1 号に掲げる期間と第 2 号に掲げる期間を合算して得た期間とする。</p> <p>1 要支援認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間</p> <p>2 6 月間（市町村が認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあつては、3 月間から <u>12 月間</u>までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間（6 月間を除く。))</p>

確定給付企業年金法の一部改正（平成 23 年 8 月 10 日施行）

(1) 老齢給付金支給要件緩和（法 36 条 2 項・3 項）

改 正 前	改 正 後
<p>規約で定める老齢給付金を受けるための要件は、次に掲げる要件（「老齢給付金支給開始要件」という）を満たすものでなければならない。</p> <p>1 60 歳以上 65 歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること</p> <p>2 政令で定める年齢（50 歳）以上 60 歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事務所に使用されなくなったときに支給するものであること（規約において当該状態に至ったときに老齢給付金を支給する旨が定められている場合に限る）</p>	<p>規約で定める老齢給付金を受けるための要件は、次に掲げる要件（「老齢給付金支給開始要件」という）を満たすものでなければならない。</p> <p>1 60 歳以上 65 歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること</p> <p>2 政令で定める年齢（50 歳）以上 <u>上記①</u>の規約で定める年齢未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事務所に使用されなくなったときに支給するものであること（規約において当該状態に至ったときに老齢給付金を支給する旨が定められている場合に限る）</p>

(2) 実施事業所の減少に係る掛金一括拠出要件の拡充（法 78 条 3 項）

要 旨
<p>実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合及び規約で定めるところにより、実施事業所に使用される当該確定給付企業年金の加入者の数が減少する場合において、当該減少に伴い他の実施事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所の事業主は、当該増加相当額を掛金として一括して拠出するものとする。</p>

(3) 情報収集等業務の委託（法 93 条）

要 旨
<p>事業主及び企業年金基金は、給付の支給を行うために必要となる加入者及び加入者であった者に関する情報収集等業務の全部又は一部を、企業年金連合会に委託することができるものとする。</p>

## 確定拠出年金法の一部改正

企業型年金加入者による掛金の拠出（マッチング拠出）（法 19 条、20 条）（平成 24 年 1 月 1 日施行）

### 要 旨

現行の事業主の掛金拠出に加え、規約に定めることにより、加入者本人も掛金拠出をすることが可能となった。なお、加入者が掛金を拠出する場合は、事業主掛金の額と加入者掛金の額の合計額は法定拠出限度額の範囲でなければならず、加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えてはいけない。

法定拠出限度額は、他に企業年金がない場合、月額 51,000 円、他に企業年金がある場合、月額 25,500 円であり、事業主側で拠出限度額まで拠出している場合、加入者は自ら拠出することはできない。

## 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

平成 24 年度及び平成 25 年度における後期高齢者負担率が改正された（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令 11 条の 2）。（平成 24 年 4 月 1 日施行）

	平成 22 年度及び平成 23 年度	平成 24 年度及び平成 25 年度
後期高齢者負担率	100 分の 10.26	100 分の 10.51

### 【一般区分の後期高齢者に係る財源割合】

総医療費			
一部負担金 (1 割)	公費 5 割 (国 4 : 都道府県 1 : 市町村 1)	後期高齢者交付金 約 4 割 (39.49%)	保険料 約 1 割(10.51%)
負担対象額			

### 【一定以上の所得者に係る財源割合】

総医療費		
一部負担金 (3 割)	後期高齢者交付金 約 9 割 (89.49%)	保険料 約 1 割(10.51%)
特定費用の額		

### 社会保障協定の発効（平成 24 年 3 月 1 日発効）

平成 24 年 3 月 1 日、新たにブラジル及びスイスとの社会保障協定が発効した。これにより、我が国が社会保障協定を締結（発効済）している国は、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイスの 14 カ国となった。